三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎 4 階全員協議会室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画の承認について

議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第 3号 事業計画変更申請について

議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につい て

議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につい て

議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見につい て

議第 7号 三条市農政対策協議会委員の推薦について

議第 8号 三条市環境審議会委員の推薦について

報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農政対策部会の結果報告について

報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の解約通知について

報第 5号 農地潰廃通報について

渡 邉 一 英 委員

報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

1番

藤 太加雄 委員 3番 嘉 4番 藤 田吉則 委員 﨑 文 夫 5番 桒 原 一 郎 委員 6番 野 委員 五十嵐 秀 一 委員 澤 委員 7番 8番 蒲 IE. 伸 之 委員 野 薫 委員 9番 大 桃 10番 眞 11番 坂 井 良 雄 委員 12番 大 竹 正 信 委員

2番 村 山 佐喜雄 委員

13番原正利委員 14番羽生俊昭委員

15番 刈 屋 一 夫 委員 16番 佐 藤 満 委員

17番 捧 譽 委員 18番 内 山 清 委員

19番 佐 藤 裕 雄 委員 20番 村 井 善一郎 委員

21番 阿 部 新一郎 委員 22番 阿 部 真佐雄 委員

稔 委員 23番 田 邉 2 4番 阿 部 銀次郎 委員 25番 清 野 秀 作 委員 26番 星 野 英 治 委員 27番 内 山 敏 雄 委員 邊 勝 夫 委員 28番 渡 勝 委員 29番 熊 倉 睦 委員 30番 原 \blacksquare 31番 小 林 茂 宏 委員 32番 坂 井 浩 行 委員 33番 横 山 一 雄 委員 34番 廣川 哲 也 委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長 堀 雅 志

 経営基盤係主任 堀 江 定 昭

 経営基盤係主任 高 野 久美子

午前9時30分 開会及び開議

議長 (野﨑会長)

定刻になりましたので、これより7月の定例総会を開催したいと思います。

(挨拶 略)

これより会議に入りたいと思います。どうもありがとうございました。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、 欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。4番、 藤田吉則委員、31番、小林茂宏委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げ ます。

議長 (野﨑会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明いたします。

議案の2ページをお願いいたします。今月の申請は、新規設定1件、面積5, 946 ㎡、再設定2件、面積5, 308㎡、合計では3件、面積1万1, 254㎡であります。

1ページにお戻りをお願いいたします。

25番は、駒込地内の農地16筆、5,946㎡を相対で新規に3年間利用権設定するものであります。

26番、それから次ページの27番の2件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第3調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

4番、藤田吉則委員。

第3調查部会長(4番藤田吉則委員)

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。 第3調査部会では、7月27日午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室におきま して、部会員と野﨑会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後5時5分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定1件、再設定2件、合計件数3件、面積1万1,254㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題 といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明い

たします。

議案の3ページお願いいたします。今月の申請は3件で、合計面積1万4, 835. 30mであります。

19番は、上保内地内の農地12筆、578.30㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約 $\bigcirc\bigcirc$ 万円であります。

続きまして、20番は、茅原地内の農地1筆、248㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約00万円であります。

21番は、塚野目地内外の農地、計11筆、1万4,009㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため再設定をするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。 4番、藤田吉則委員。

第3調查部会長(4番藤田吉則委員)

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの1件、合計件数3件、面積1万4,835.30㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきま しては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局 (堀事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案の4ページお願いいたします。今月の申請は4件で、合計面積3, 6 9 6 mであります。

6番は、東新保地内の農地1筆、273㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、JR三条駅北東500m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては議第5号の19番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、7番は、塚野目2丁目地内の農地1筆、330㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万円でございます。場所につきましては、三条労働基準監督署北側50m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第5号の20番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、8番は、猪子場新田地内の農地3筆、2,813㎡を売買により取得し、整備工場1棟、物置1棟及び駐車場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、国道8号、猪子場新田交差点西側300m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第5号の21番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、9番は、前谷内地内の農地1筆、280㎡を売買により取得し、生け花の教習所兼店舗1棟、通路及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり〇万円でございます。場所につきましては、JR帯織駅北側300m付近であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第5号の22番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。 4番、藤田吉則委員。

第3調查部会長(4番藤田吉則委員)

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数4件、面積3,696㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

では、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』 ご説明をいたします。

議案の5ページお願いいたします。今月の申請は3件で、合計面積1, 121㎡であります。

9番は、西潟地内の農地3筆、456㎡を既存宅地707.47㎡と一体利用し、住宅1棟、工場1棟、農作業所1棟及び車庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、第四中学校西側200m付近で、500m以内に2つの教育施設があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、10番は、井栗1丁目地内の農地3筆、128㎡を既存宅地121.28㎡と一体利用し、住宅1棟、カーポート1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、第四中学校北側300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、11番は、長嶺地内の農地1筆、537㎡を簡易倉庫1棟、駐車場及び貸し資材置き場等の用地として利用したいものです。場所につきましては、広域養護老人ホーム県央寮西側200m付近で、申請者の日常生活上及び周辺に居住する人の業務上必要な施設を設置するもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。 4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長(4番藤田吉則委員)

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積1,121㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後 に許可といたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案の8ページお願いいたします。今月の申請は12件で、合計面積6, 686 ㎡であります。

済みません。6ページにお戻りお願いいたします。6ページでございます。

19番、20番、21番及び22番の4件につきましては、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の6番、7番、8番及び9番でそれぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

23番は、東裏館2丁目地内の農地2筆、1,497㎡を売買により取得し、既存宅地20.61㎡と一体利用し、宅地分譲6区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,○○○円であります。場所につきましては、三条市役所西側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、24番は、柳場新田地内の農地3筆、388㎡を贈与により取得し、住宅1棟、物置1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、旭小学校東側600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

25番は、西大崎1丁目地内の農地1筆、178㎡を売買により取得し、宅地分譲1

区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1 ㎡当たり約〇万円であります。場所につきましては、三条市農業体験交流センター「サンファーム」南側 4 0 0 m付近で、都市計画用途地域の第 1 種住居地域内にあることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

続きまして、26番は、上保内地内の農地 1 筆、53 ㎡を売買により取得し、住宅敷地拡張用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1 ㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、1 R 保内駅南東 100 m付近であることから、農用地区分は第 3 種農地と判断されます。

27番は、西鱈田地内の農地3筆、296㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟及び 駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺郵便局南西20 0m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農 地と判断されます。

続きまして、28番は、福島新田地内の農地1筆、179㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇円であります。場所につきましては、栄中学校北東600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、29番は、岩淵地内の農地2筆、196㎡を売買により取得し、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市役所栄庁舎北側400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、30番は、笹岡地内の農地1筆、203㎡を贈与により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市消防署下田分署南東800m付近で、笹岡集落に居住する人が自己用住宅を建設するもので、農用地区分は第1種農地として判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。 4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長(4番藤田吉則委員)

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数12件、面積6,686㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただい ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後 に許可といたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

この議案につきましては別冊となっておりますので、A4、5枚ぐらいとじたもので ございますが、これごらんいただきたいと思います。

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明いたします。

なお、今回審議をいただく案件の中に、土地改良事業完了後、8年未経過の土地はご ざいません。

最初に、三条地区についてご説明をいたします。三条地区でご審議をいただく案件は、 重要変更4件であります。

1件目について説明をいたします。申請者は、株式会社サンカであります。

位置につきましては、2ページ、変更(案)箇所詳細図(1)をごらんいただきたいと思います。申請土地は、大宮新田字赤田312番地-1の1筆、地目は田、面積は1,937㎡でございます。申請者は、付近で産業用機器部品等の製造業を営む事業所で、平成26年9月に申請地の隣に81台分の従業員駐車場用地の農地転用許可を受けております。

変更理由は、三条金属工業団地内にある塚野目工場において事業の拡大を計画しており、さらなる従業員駐車場の確保が必要となり、申請地に駐車場を設置したいものであります。

位置選定に当たり、金属工業団地地内では全て土地利用されていること、付近の農振 白地地域では所有者の利用予定があること等で断念し、申請者の従業員の利便性等を考 慮し、既存施設の周辺を選定されたものであります。

施設の概要は、従業員駐車場69台分となっております。

続きまして、2件目についてご説明いたします。申請者は、塚本啓士さんであります。 位置につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。申請土地は、柳川 新田字浦谷内791番地外1筆、地目は田、面積は379㎡でございます。申請者は、現在柳川新田地内の両親宅に同居いたしておりますが、最近結婚し、現住宅では手狭になったことから、住宅を建設するものです。

位置選定に当たり、実家付近の農振白地地内を検討されたものの、所有者の利用予定があることや地権者の同意が得られなかったことから断念し、土地所有者の実父の同意を得て選定されたものであります。

施設の概要は、住宅1棟と駐車場であります。

続きまして、3件目についてご説明いたします。申請者は、ひらせいホームセンター であります。

位置につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。申請土地は、西大崎1丁目1764番地外16筆、地目は田、面積は6,644.90㎡です。申請者は、建築資材、生活雑貨の販売及びCDレンタル業を行っており、現在はリオン・ドール大崎店の店舗内に書籍販売と音楽及び映画ソフトのレンタル店HIRASEI遊TUTAYAを出店しております。三条大崎店において事業を拡大するに当たり、現在の店舗では手狭なため、今般申請地にホームセンターと書籍販売・レンタル店あわせた店舗を建設する計画であります。

位置選定に当たり、付近の用途地域内では地権者の同意が得られなかったこと、付近の農振白地地内では店舗と駐車場が建設できるだけの土地がなかったこと等で断念されました。リオン・ドール地内通路の通行同意が得られたことや、現在の店舗から近く建設必要面積を確保できることから当該地を選定されたものです。

施設の概要は、店舗1棟、駐車場108台、通路敷地等となっております。

続きまして、4件目についてご説明いたします。申請人は、株式会社長谷テクニカル 電機であります。

位置につきましては、5ページお願いいたします。申請土地は、西本成寺字千把野1460番地-49外2筆、地目は畑、面積は499㎡でございます。申請者は、電気工事業を営んでおり、今後の受注増加に対応するため従業員数の増を計画しております。また、現駐車場には来客用スペースがないため、来客及び従業員駐車場の確保が必要となっており、申請地に駐車場を設置したいものであります。

位置選定に当たり、付近の農振白地地内を検討されたものの、所有者の利用予定があるために断念し、既存施設との一体性が図れる最適地ということで、北側隣接地である 当該地を選定されたものであります。

施設の概要は、駐車場16台分となっております。

次に、栄地区についてご説明いたします。6ページお願いいたします。栄地区でご審議をいただく案件は、重要案件1件であります。

申請人は、学校法人中央学園であります。

位置につきましては、7ページをお願いいたします。申請土地は、帯織北17番地一 1外7筆、地目は田、面積は2万507㎡でございます。申請者は、見附市内において 私立海聖高等学校を運営しております。デザインアート科等の新規学科を設立するに当 たり、現在の施設面積では手狭なこと、グラウンドの設置が必要なことなどの理由から 敷地の拡張が不可欠であり、申請地に新校舎を建設したいものであります。

位置選定に当たり、現在の所在地周辺で検討されましたが、高校建設が可能な一団の 土地がなかったことから断念されました。また、主要地方道見附中之島線の南に一団の 用途地域があったものの、見附市において地区計画が策定され、低層住宅を誘導する地域とされていたことから断念をされました。在校生と今後入学してくる生徒の通学等も 踏まえ、現校舎からできるだけ近いJR信越線駅周辺という立地条件や土地取得要件を 総合的に考慮した結果、当該地を選定されたものであります。

施設の概要は、本校舎、体育館、グラウンド、その他教育施設等となっております。 次に、下田地区についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。下田地区 でご審議をいただく案件は、重要案件1件、軽微変更1件、計2件であります。

それでは、1件目についてご説明いたします。申請者は、渡邉和代さん、光夫さんであります。

位置につきましては、9ページをごらんいただきたいと思います。申請土地は、笹巻字家ノ前乙192番地一丑外2筆、地目は畑、面積は656㎡でございます。申請者は、申請地の隣接地に居住している農業者であります。住宅老朽化のため建てかえを検討していたところ、現住宅敷地の一部が平成26年度に土砂災害警戒区域等に指定されたため、申請地に住宅を建築したいものであります。

位置選定に当たり、付近の農振白地地内は未利用の土地がなく、地権者の同意が得られなかったことから断念されました。将来にわたり安全な生活を確保しつつ、かつ営農を持続されたいということから当該地を選定されたものであります。

施設の概要は、住宅1棟、作業所1棟、屋外作業所兼雪おろし場、通路敷となっております。

続きまして、2件目についてご説明いたします。

農用地区域に農業用施設を整備するもので、軽微変更でございます。申請者は、藤田 一治さん外5名であります。

位置につきましては、10ページお願いいたします。申請土地は、北五百川字仲作 384番地-2外 2 筆、地目は田、面積 151. 35 ㎡でございます。申請者は、「農事法人組合いもがわ」の組合員として北五百川地内で農業を営んでおります。同法人の農作業所の南側に農作業所を建築するものです。

施設の概要は、農作業所1棟でございます。

以上、合計7件であります。ご審議の上、意見決定賜りますようお願いいたします。 以上であります。

議長(野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。 藤田委員。

第3調査部会長(4番藤田吉則委員)

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区で件数4件、面積9,459.90㎡、栄地区で件数1件、面積2万507㎡、下田地区で件数2件、面積807.35㎡で、合計件数7件、合計面積3万774.25㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第7号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 (堀事務局長)

それでは、議第7号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』ご説明いたします。 議案の9ページの議第7号参考をごらんいただきたいと思います。

当協議会は、三条市における農政対策の適正な推進と農業の健全な発展を図るために 設置したものであり、市長の諮問に応じ農業振興地域の整備に関する法律に基づくこと、 農業経営基盤強化促進法に基づくことなどを調査、協議する組織であります。

現在2番、村山委員、6番、野﨑委員及び15番、刈屋委員の3名の方に協議会委員になっていただいておるところでございますが、任期が8月21日に満了になることから、新たに委員3名の推薦依頼が参っているところでございます。任期は2年間でございます。

以上でございます。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

三条市農政対策協議会委員3名については、いかが取り計らったらよいか、休憩を挟みまして、自由な意見交換をお願いしたいと思います。

しばらくの間、休憩いたします。

議長 (野﨑会長)

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、議長一任ということでございますので、3名全員が留任 することで異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

異議ないものと認め、2番、村山佐喜雄委員、6番、野﨑文夫、15番、刈屋一夫委員、以上3名を推薦しますので、よろしくお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

続きまして、議第8号『三条市環境審議会委員の推薦について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第8号『三条市環境審議会委員の推薦について』ご説明いたします。 10ページの議第8号参考をごらんいただきたいと思います。

当審議会は、三条市における環境の保全及び創造に関する施策を計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するために設置されたものであり、地域環境総合計画の策定及び変更に関する審議や、その他市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する重要事項を審議する組織であります。

現在15番、刈屋委員に審議会委員になっていただいているところでありますが、任期が8月9日に満了になることから、新たに委員1名の推薦依頼が参っているところでございます。任期は2年間でございます。

以上であります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

三条市環境審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩をして自由な意見交換をお願いしたいと思います。

しばらくの間、休憩いたします。

(午前10時15分から午前10時16分まで休憩)

議長 (野﨑会長)

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、留任という声が出ましたので、刈屋一夫委員が留任する ことで異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (野﨑会長)

異議ないものと認め、15番、刈屋一夫委員を推薦しますので、よろしくお願いいた します。

議長 (野﨑会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略を いたします。

議長 (野﨑会長)

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告を 願います。

15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長(15番刈屋一夫委員)

どうも改めまして、おはようございます。それでは、農政対策部会を報告いたします。 農政対策部会は、7月21日の午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において、 部会員14名のほかに野﨑会長、村山会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、6月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました利用状況調査及び平成27年度作況調査についてであります。

最初に、利用状況調査について報告いたします。農地法の改正で農業委員会は、年1 回農地の利用状況調査を行わなければならないことになっております。

そこで、今まで取り組んでまいりました農地パトロールをベースにいたしまして、農地の利用状況についての調査を例年どおり2回実施します。1回目は7月31日、2回目は10月30日となります。いずれも総会後の午後に実施することといたしました。

重点調査は、過去に実施した調査において遊休農地とされた農地の再生状況及び再生 後の利用状況の確認、新たな遊休農地調査、農地転用違反の早期発見と是正指導、農地 の権利移動の許可後における耕作状況の把握となります。

本日は、午後1時に三条地区は厚生福祉会館2階第3集会室に、栄地区は栄庁舎3階研修室2に、下田地区は下田庁舎3階302会議室に集合していただき、打ち合わせをした後、それぞれ担当地区のパトロールをしていただきます。なお、栄地区、下田地区は昨年度と集合場所が異なっておりますので、ご注意をお願いします。パトロール終了後は、各地区でその報告と検討会をお願いします。

なお、細かい点につきましては後ほど事務局より説明がありますので、よろしくお願いたします。

また、平成26年度に施行された改正農地法では、この利用状況調査に加えて、その 結果に基づき、遊休農地の所有者等に対し、利用の意向を調査し、適切な指導や貸し付 け等の促進を行うことが義務づけられました。

昨年度は、利用意向調査を実施することができませんでしたが、農業委員会の新たな 役割となっております。このことから、当農業委員会といたしましても今年度から取り 組みをすることとし、利用意向調査の具体的な方法等につきましては今年度の利用状況 調査が終わりましたら、農政対策部会で検討することになりました。

次に、作況調査につきましては、昨年の坪刈り調査を取りやめ、圃場検分による調査 に変えることといたしました。実施日は、8月31日の総会の午後といたしました。

昨年度は、基準単収の算定に反映することなどを目的に、9地点におきまして坪刈り調査を実施いたしたところでございますが、基準単収につきましては水稲共済単収に基づく算定を基本としているということです。これは、農業共済組合が定める集落単位の水稲共済単収にふるい目換算を行い、統計データに基づく単収と整合させるため共済補正係数を掛けて、旧市町村区域、集落などを単位として設定し、これをもとに三条、栄、下田地区ごとに算定するということです。

このことから、坪刈り調査による当農業委員会独自の収量を基準単収に反映させることはできないことから、坪刈り調査を取りやめることとしたものです。

なお、作況調査の際、あわせて今年度試験栽培が行われている新潟103号の圃場視察及び下田地区の耕作放棄地の現状視察を行うことにしました。

具体の圃場検分方法などにつきましては、農政対策部会正副部会長に一任されました ので、今後検討を行い、決定次第お知らせしますので、よろしくお願いします。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局、補足説明。

事務局(堀事務局長)

ないです。

議長 (野﨑会長)

では、ただいま農政対策部会長より報告を受けましたが、皆様のほうでご質問、ご発 言がございましたらお願いしたいと思います。

ご発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

どうもありがとうございました。

議長 (野﨑会長)

続きまして、報第3号から報第6号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局(堀事務局長)

(別添報告書により説明)

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。 2 9 番、熊倉委員。

29番(熊倉 睦委員)

29番。事務局にちょっとお尋ねいたします。

先ほど説明がありました13ページの鹿熊地内の潰廃農地でありますが、どういう状況でこれがそういうような農地があったか、現地確認をされたのか、それひとつどういうふうだったのか、ちょっと説明お願いいたします。

議長 (野﨑会長)

事務局、お願いします。

事務局(堀事務局長)

今ご質問の鹿熊地内、潰廃の件だと思いますが、この土地につきましてはことしの1月総会の中で、先ほど議第6号でご説明しましたような農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見という中で軽微変更ということで、当農業委員会として同意したものでございます。その時点で現地調査行っているところでございます。

農用施設ということで、4条、自分の農地でやるものですから、200㎡未満のものについては特に転用、4条申請は不安で、通報でいいという格好になっておりますので、今回報告としてさせてもらったものでございます。

以上でございます。

議長 (野﨑会長)

よろしいですか。

29番(熊倉 睦委員)

わかりました。

議長 (野﨑会長)

ほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長 (野﨑会長)

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、12番、大竹正信委員。

第1調查部会長(12番大竹正信委員)

来月は、第1調査部会の当番でございます。8月25日午前9時から厚生会館第2集 会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

議長 (野﨑会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、大変ありがとうございました。 以上をもちまして定例総会の閉会をいたします。

午前10時30分 閉会

三条市農業委員会会長 議事録署名委員(4番)

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。